



技能実習制度運用要領の 改正ポイント

外国人技能実習機構

令和6年11月1日

～はじめに～

技能実習制度運用要領が令和6年11月1日に改正されましたので、主な改正のポイントをまとめました。なお、やむを得ない事情がある場合の転籍の改善に係る運用要領の改正ポイントは別途取りまとめているので、そちらをご参照ください。

改正ポイントの後に記載している【通し番号】は「「技能実習制度運用要領」の一部改正について」に記載されている通し番号で、当機構のホームページ (<https://>) に掲載しておりますので、改正内容の詳細は技能実習制度運用要領をご確認ください。

1. 第4章（技能実習計画の認定等）関係

- 入国後講習を実技により実施することは認められない旨明記しました。 【通し番号2】
- 入国後講習において、マイナンバーカードの取得方法等を説明することを追記しました。 【通し番号2】
- 技能実習計画認定の欠格事由に、不法就労助長行為等を教唆又は幫助した者も含まれることを明記しました。 【通し番号3】
- 機構が実施する検査事務について、その対象者を明記しました。 【通し番号4】

2. 第5章（監理団体の許可等）関係

- 技能実習生に対する暴行、脅迫その他人権を侵害する行為の疑いがあるとして実施した臨時監査において、そのような事実が認められた場合には、加害者と技能実習生の間で和解が成立したなどの事情があったとしても、監理団体は機構に対して報告する必要があることを明記しました。 【通し番号8】

2. 第5章（監理団体の許可等）関係

- 監査報告書「6 監査実施者」の記載方法について明記しました。【通し番号7】
- 監理団体の許可の欠格事由に、不法就労助長行為を教唆又は幫助した者も含まれることを明記しました。【通し番号12】
- 監理団体の更新許可における優良要件の判断において、監理団体の更新申請後に改善命令を受けた場合も減点事由となることを明記しました。【通し番号10】
- 技能実習を行わせることが困難となった事由が実習認定の取消し事由（法第16条第1項各号）のいずれかに該当する可能性がある場合には、監理団体は直ちに臨時検査を行い、当該監査の実施結果について速やかに機構に提出する必要があることを明記しました。【通し番号13】
- 事業報告書の提出が必要な場合を整理しました。【通し番号16】
 - ・ 報告対象となる技能実習事業年度（以下「報告年度」という。）未までに監理許可を受けた場合
⇒ 事業報告書の提出が必要です。技能実習生の受入れの有無は問いません。
 - ・ 報告年度内に監理事業を休止した場合又は報告年度の前から監理事業を継続して休止している場合
⇒ 事業報告書の提出が必要です。
 - ・ 報告年度内に監理事業を廃止した場合
⇒ 事業報告書の提出は不要です。
- 監理事業を行う事業所の要件（便宜供与を受けていないこと）の解釈について、転借している場合も便宜供与を受けていると判断される旨を明記しました。【通し番号11】
- 臨時監査を行った場合は、当該監査に係る監査報告書を、原則として2か月以内に機構へ提出することが必要である旨を明記しました。【通し番号8】

3. 第6章（技能実習生の保護）関係

- 技能実習生の私生活の自由を不当に制限することの例として、携帯電話及び健康保険証の取扱いについて明記しました。【通し番号17】